



みんなで築こう 人権の世紀

21世紀は人権の世紀です

考えよう 相手の気持ち 未来につなげよう 違いを認め合う心

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。「とても大切なもの」それとも「なんだか堅苦しくて難しいもの」、はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。誰もが自分らしく、自由に、幸せに生きる権利です。誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られます。

今、人権を守るために、私たちに何ができるのか、身近なところから考えてみましょう。

人権擁護委員をご存知ですか？

人権擁護委員は、私たちの相談パートナーです。相談は無料で秘密は厳守いたしますので、困ったことがあったらお気軽にご相談ください。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、地域の皆さんから人権相談に応じるなどの活動を行っています。市内には9名の委員が配置され、定期的に心配事の相談所を開設しています。

人権に関する相談

相談所

人権擁護委員が、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、住民の皆さんからの人権相談に応じています。

毎月第1～第3月曜日
午後1時30分～午後3時30分

石橋公民館

毎月第1～第3火曜日
午後1時30分～午後3時30分

ゆうゆう館

毎月第1～第3金曜日
午後1時30分～午後3時30分

南河内図書館

女性の人権ホットライン

午前8時30分～午後5時15分まで（平日のみ）

全国共通ナビダイヤル

0570-070-810

みんなの人権110番

午前8時30分～午後5時15分まで（平日のみ）

全国共通ナビダイヤル

0570-003-110

子どもの人権110番

午前8時30分～午後5時15分まで（平日のみ）

全国共通フリーダイヤル

0120-007-110

電話相談

電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員、人権擁護委員がお受けします。

相談は無料です。
秘密は厳守します。

もう一人で
悩まないで！

問い合わせ先：市民協働推進課 TEL (32)8887